

論されており、若者本人が相談しやすい環境を作ることが課題となっていた。

そのような中、コミュニケーションアプリ「LINE」を展開するLINE株式会社から企業としての社会貢献の一環として、自治体へのSNSの活用に係るシステム提供等の提案を受け、SNS相談の実施を検討することとなった。当初は対面相談ではないことへの抵抗感も含め様々な課題が提起されたが、議論を進めた結果、「SNSによって気軽に相談していただくことでリスクが高まる前の支援につなげられる」とともに、「相談者をSNSの世界に留めない、対面相談につながる相談機会を提供することができる」のではないかと結論に至り、SNS相談の実施に向けて更に具体的な検討を進めることとなった。

LINE株式会社と協議を重ねた後、平成30年11月、名古屋市とLINE株式会社（アカウントの提供）、ワークスマバイルジャパン株式会社（相談員のシステム使用ライセンスの提供）、hachidori株式会社（チャットボットの企画・開発）の4者による「子ども・若者・親と相談員が繋がるLINEを利用した相談等に関する連携協定」が成立し、「名古屋市子ども・若者総合相談センターLINE相談」が開始された。

## (2) 開始までの準備

### ア 研修の実施

SNS相談には、対面相談や電話相談と同様に、SNS上でのコミュニケーションの特性に合わせた相談スキルや知識が必要となることから、SNS相談に精通している団体からカウンセラーを招いて研修会を開催した。また、名古屋市子若センターにおいてもSNS相談を実施した民間団体から経験者を招いて独自に研修を実施した。

### イ 広報

右図のQRコード入りカードを作成し、名古屋市が連携協定を締結しているコンビニ店舗、図書館、ハローワーク、青少年施設、区役所等、若者が立ち寄りそうな場所に置いて配布した。また、名古屋市による繁華街における少年への声かけ活動の際に若者に直接配布するなど、様々な手法を試みた。



### ウ 緊急時対応

相談者からの自傷・他害予告などの緊急時に備え、あらかじめ、名古屋市、警察、システム提供者の間で緊急連絡体制を構築した。

## (3) 実施概要

平成30年度は、課題検証のための試行実施と位置づけ、1か月間実施した。

### (実施概要)

- 対象者 15歳～39歳の市内在住の若者とその保護者
- 期間 平成30年12月1日～28日（計20日間）
- 開設時間 火～金：16時～20時 土曜：13時～17時
- 相談体制 一般的な相談は相談員4人体制  
⇒本格的な相談は来所相談へ誘導する



#### (4) 実施結果

##### ア 友だち登録・相談者

名古屋市子若センターのアカウントに「友だち登録」したのは197人で、実際に相談があったのは56人、延べ76件（1日最高8件）だった。若者本人からの相談が35人（62.5%）であり、相談者の性別では男性17人、女性39人、年齢別では30代が17人で最多であった。

##### イ 相談内容

相談内容では、「子どもの悩み」「人間関係の悩み」がそれぞれ9件で最多であり、次いで「就労の悩み」「親子関係の悩み」がそれぞれ6件であった。従来の相談では件数が少ない「人間関係」「親子関係」が上位に来たことが特徴的であった。なお、1件当たりの平均相談時間は70.2分であった。

##### ウ 相談結果

相談の結果、56人のうち19人（33.9%）の方が対面相談のために来所することとなった。そのほか「傾聴のみ」が20人、「情報提供」が5人、「問題解決」が5人であった。また、相談を中断した者も7人いた。

### 3 成果と課題、今後の予定

#### (1) 実施にあたっての工夫

早い段階であっても信頼関係が高まったと判断できたときには積極的に来所を呼びかけたことで、次のステップである対面相談に3割以上の方をつなげることができた。また、開設時間外にアクセスした方に対しては、次の開設時間の開始時にメッセージを送り相談を促した。電話相談では相談者からの連絡がないと対応が困難であるのに対し、SNSを活用することで支援機関から無理なく相談を促すことができる点は、SNS相談の長所だといえる。また、チャットボット（自動応答システム）を導入したことで、開設時間外での無反応を避けることができた。

#### (2) 相談の傾向

気軽な相談ツールであるためか、「食欲を抑えたい」、「配偶者への不満」など従来の電話相談と比較して身近な内容の相談も多かったが、その一方で、「死にたい」とつぶやくものや、思いをその場に残して「ブロック」（名古屋市子若センターからアクセスできないようにすること）してしまうケースもあった。また、電話相談ではめったにない10代の若者からの相談（56人中10人）や、深夜帯でのアクセスも多かった。

なお、からかい目的や、相談を独占するリピーターは今回の試行実施では見られなかった。

#### (3) 試行実施から得られた成果

今回の試行実施の結果、ひきこもり状態になりかけた若者など、従来であれば問題が顕在化して相談に至るまでに数年を要したようなケースであってもSNSによって気軽に相談につながるなど、早期発見・早期介入による予防効果が見込まれることが分かった。また、SNS上の傾聴で終わった場合であっても、再び困ったときに相談できる支援機関として認知してもらう機会になったと考えている。このほか、文字のみのコミュニケーションという特性上、相談者と支援者は文章を考えることとなるため、両者がともに相談内容を整理することにつながり、理解が早まるといった発見もあった。

#### (4) 課題

従来の相談ではつながりにくかった新たな相談者の発見にはつながったものの、困難を有するより多くの若者に直接支援が届くような仕組みや、若者がSNSを使用する頻度の高い時間帯での開設時間の設定など、更なる検討が必要である。

解決すべき課題は残されているが、インターネット上で子供・若者が安心して利用できる相談窓口を増やしていくため、このようなSNSによる若者相談がますます広まっていくことが期待される。

なお、名古屋市では、令和元（2019）年度以降、名古屋市子若センターで常設型のSNS相談窓口を開設していく予定である。

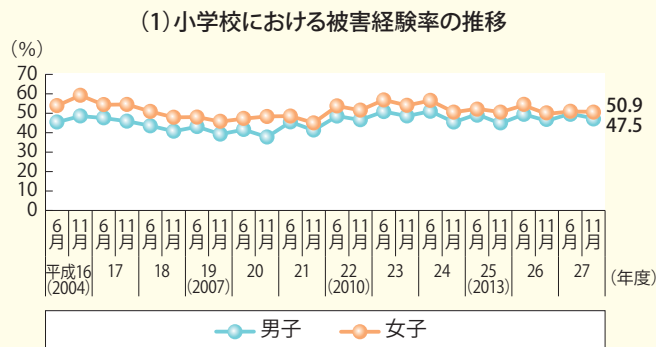
#### (5) いじめ防止対策等

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。文部科学省国立教育政策研究所の調査では、半年毎に小学4年生～中学3年生に対していじめの被害経験について聞いている。それによると、男女ともに小学生の約半数が、半年の間に「仲間はずれ・無視・陰口」の被害を経験している。また、小学4年生が中学3年生になるまでの6年間で「仲間はずれ・無視・陰口」を経験しなかった（0回）児童生徒は被害も加害も9.6%にとどまることから、ほとんどの子供が被害も加害も経験していると考えられる（第2-21図）。

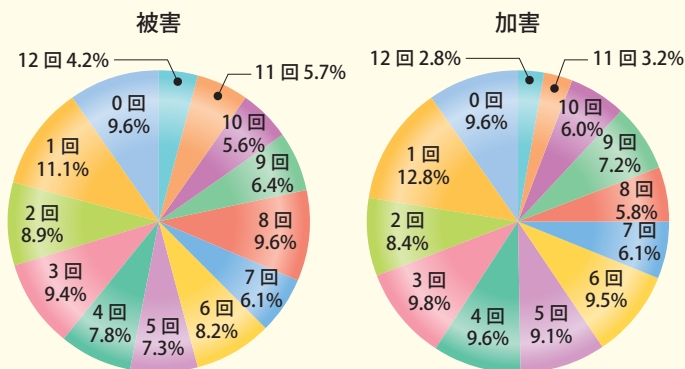
いじめの防止のための対策は、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることや、全ての子供がいじめを行わず、また、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの問題に関する子供の理解を深めることを旨として行われなければならない。また、いじめを受けた子供の生命と心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭などの関係者が連携する必要がある。

第2-21図 いじめの被害経験実態

◆小学校における被害経験率は、おおむね40～60%で推移している。



(2) 平成22年度の小学4年生が中学3年生になるまでの6年間 12回分の「仲間はずれ・無視・陰口」の経験回数



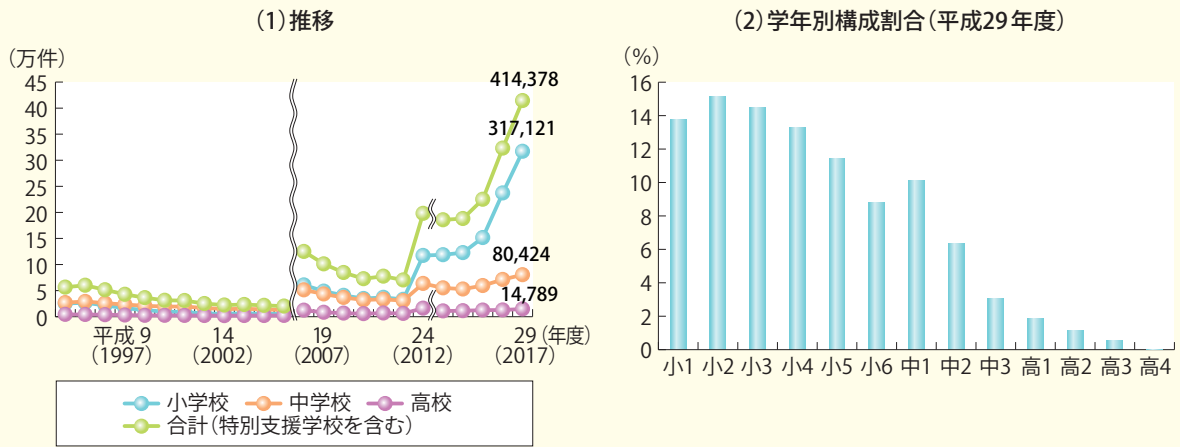
(出典) 文部科学省国立教育政策研究所 (2016) 「いじめ追跡調査2013-2015」  
 (注) 1. 調査の概要は以下のとおり。  
 目的：匿名性を維持しつつ個人を特定できる形で小学校から中学校にかけて追跡  
 方法：子供自らが回答する自記式質問紙調査  
 対象：サンプル地点として抽出された中学校区の小学校4年生から中学校3年生までの全ての子供 (1学年当たり約800名)  
 時期：各年度の6月末と11月末の2回  
 2. 新学期から3カ月弱の間に「仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした」体験についての回答をグラフ化。「週1回以上」、「月に2～3回」、「今までに1～2回」の回答割合の集計値。

平成25 (2013) 年6月には、第183回通常国会において、「いじめ防止対策推進法」(平25法71)が成立した。同法の成立を受け、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定した。「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や方針の周知に取り組んでいる。また、平成28 (2016) 年には、いじめ防止対策推進法が施行後3年を経過し、文部科学省が設置している「いじめ防止対策協議会」において、法の施行状況について検証を行った。同協議会から提言された「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」(平成28年11月2日)を踏まえ、文部科学省では平成29 (2017) 年、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び、重大事態のガイドラインの新たな策定を行った。また、平成30 (2018) 年9月には、「いじめ対策に係る事例集」を作成した。

平成29年度、全国の国公私立の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は、約41万4,000件であり、依然として相当数に上っている (第2-22図)。一方で、警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、ここ最近減少傾向にある (第2-23図)。

第2-22図 いじめの認知（発生）件数

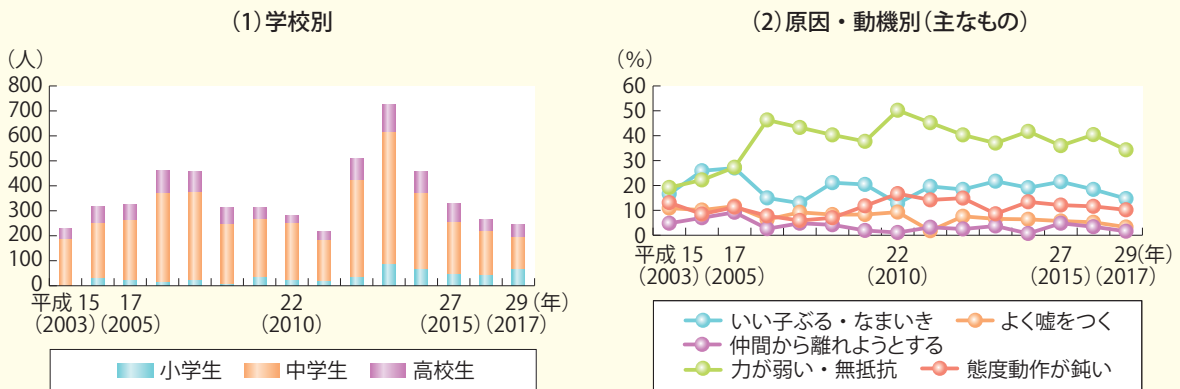
◆平成29年度におけるいじめの認知件数は、約41万4,000件。学年別で見ると、小学2年生及び3年生において件数が多い。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. いじめの定義：「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。  
 2. 平成6年度からは、特殊教育諸学校、平成18年度からは国私立学校を含める。  
 3. 平成18年度に調査方法などを改めている。平成17年度までは発生件数、平成18年度からは認知件数。  
 4. 平成25年度からは、高等学校に通信制課程を含める。  
 5. 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。  
 6. (2)のグラフは、学年別いじめの認知件数から作成（特別支援学校を除く）。全学年のグラフの合計は100%となる。  
 7. 特別支援学校のみは省略。  
 8. 「高4」には、高等学校定時制課程等の4年生以上、または単位制の入学年度を1年次として、4年次以上を計上。

第2-23図 いじめに起因する事件の検挙・補導

◆警察が取り扱ったいじめに起因する事件の検挙・補導人員は、ここ4年減少している。  
 ◆いじめの主な原因・動機については、「力が弱い・無抵抗」が高く、約3割を占めている。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」  
 (注) 1. ここでいう「いじめに起因する事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生、高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙、補導した事件のうち、「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方向的に加えることにより苦痛を与えること」による事件（暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を除く。平成24年以前においては物理的攻撃又は心理的圧迫が反復継続しているものに限る。）を「いじめによる事件」、また、その仕返しによる事件を「いじめの仕返しによる事件」とし、この両者を含めたものをいう。  
 2. 原因・動機別は複数回答。いじめの仕返しによる事件の原因・動機は、平成20年以降、各原因・動機に計上。

ア いじめ防止対策の総合的な推進（警察庁、文部科学省）

文部科学省は、これまで各種通知などにおいて、都道府県・指定都市教育委員会や学校などに対し、いじめの早期発見・早期対応、いじめを許さない学校づくり、教育委員会による支援、全ての学校でのいじめに関する「アンケート調査」の実施、いじめが生じた際には問題を隠さず学校・教育委



員会と家庭・地域が連携して対処していくべきこと、問題行動に対しては懲戒・出席停止を含め毅然とした対応をとることなどを求めてきた。実際、文部科学省の調査によると、いじめは、多くがアンケート調査など学校の取組がきっかけで発見につながっている(第2-24図)。

令和元(2019)年度には、引き続き、いじめの問題をはじめとする生徒指導上の諸課題に対する以下の取組を総合的に推進する。

- ・幅広い外部専門家を活用していじめの問題などの解決に向けて調整・支援する取組の促進
  - 第三者的立場から調整・解決する取組(令和元年度67地域)
  - 外部専門家を活用して学校を支援する取組(令和元年度67地域)
  - 学校ネットパトロールへの支援(令和元年度6地域)

- ・未然防止
  - 道徳教育地域支援事業：社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育む道徳教育を推進
  - 対話・創作・表現活動などを通じた子供の思考力、人間関係形成能力の育成
  - 子供の健全育成のための体験活動の推進：小・中・高校などの農山漁村などでの体験活動の取組を支援(令和元年度322校(継続))

- ・早期発見・早期対応(第2章第2節2(3)「学校における相談体制の充実」を参照)
- ・教職員定数の加配措置・教員研修の充実
  - 教職員定数について、令和元年度は、いじめ・不登校などの教育上特別な配慮を必要とする児童生徒への対応のため、7,816人の加配定数を措置
  - 教職員支援機構によるいじめの問題に関する指導者養成研修の実施
- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応など、いじめ問題などへの対応に関する実践的な取組の調査研究を実施

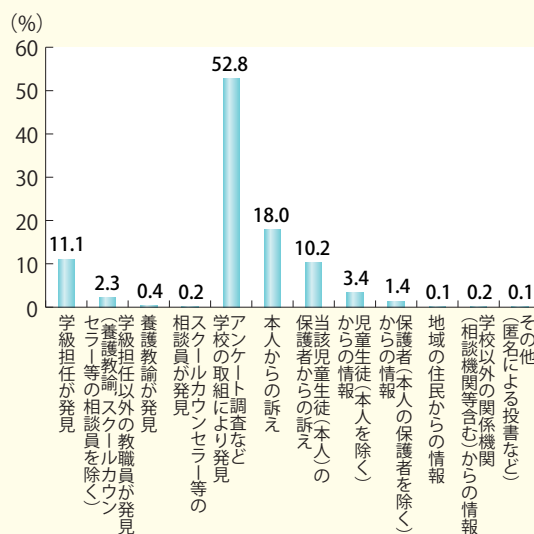
加えて、インターネットや携帯電話を利用したいじめ(インターネット上のいじめ)に対応するため、子供や保護者向けの啓発用リーフレットを、教育委員会などへ配布している。

また、「いじめ防止対策推進法」に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸課題に関して、より実効的な対策を講じるため、平成26(2014)年度より「いじめ防止対策協議会」を開催している。さらに、いじめの問題に主体的に取り組むリーダーとなる児童生徒を育成するとともに、全国各地での多様な取組の実施を一層推進するため、平成31年1月には「全国いじめ問題子供サミット」を開催した。

警察は、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動などにより、いじめの早期把握に努めるとともに、把握したいじめの重大性や緊急性、被害を受けた子供やその保護者などの意向、学校などの対応状況などを踏まえ、学校などと緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。警察

第2-24図 いじめの発見のきっかけ(平成29年度)

◆学校におけるいじめの認知件数のうち、半数以上が、アンケート調査などの学校の取組がきっかけで発見につながっている。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
(注) パーセンテージは、総認知件数における構成比。

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

庁は、「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、都道府県警察に対し平成25（2013）年9月に発出した「いじめ防止対策推進法の施行について」（通達）及び平成29（2017）年3月に発出した「いじめ防止基本方針の改定について」（通達）に基づき、学校におけるいじめ問題への的確な対応を一層推進している。

### イ いじめの問題に関する相談対応（警察庁、法務省、文部科学省）

文部科学省は、夜間・休日を含め24時間いつでも子供のSOSを受け止めることができるよう、全国統一の電話番号を設定し、「24時間子供SOSダイヤル」(0120-0-78310)<sup>25</sup>を実施している（いじめ問題に限らず子供のSOSを社会全体で受け止める趣旨を明確化するため、平成27（2015）年4月、これまでの「24時間いじめ相談ダイヤル」を名称変更した）。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続され、電話を受けた相談機関は、都道府県・指定都市教育委員会の実状に応じて、児童相談所、警察、いのちの電話協会、臨床心理士会をはじめとする様々な相談機関と連携・協力し、対応している。また、平成28（2016）年度から、より気軽に相談できるよう通話料を無料化している。

また、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNS等を活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29（2017）年7月に有識者会議を開催し、平成30（2018）年3月、「SNS等を活用した相談体制の構築に関する当面の考え方（最終報告）」を取りまとめた。なお、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

警察は、非行防止教室などの様々な機会を通じて少年相談活動でいじめ事案に関する相談を受け付けていることを子供や保護者に周知するとともに、少年サポートセンターの警察施設外への設置、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化、電子メールによる相談窓口の開設など<sup>26</sup>、いじめを受けた子供が相談しやすい環境の整備を進めている。

また、相談者が求める場合には、警察から学校に連絡して、連携した対応を行うなど、相談者に安心感を与えられるよう努めている。さらに、いじめの被害を受けた子供に対して、保護者及び関係機関・団体との連携を図りつつ、被害を受けた子供の性格、環境、被害の原因、ダメージの程度、保護者の監護能力などに応じて、少年サポートセンターが中心となり、少年補導職員によるカウンセリングの継続的な実施などの支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーや被害少年サポーターの活用により、きめ細かな支援を行っている。

法務省の人権擁護機関においては、

- ・ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口（子どもの人権SOS-eメール）」<sup>27</sup>の開設
- ・フリーダイヤルの専用相談電話「子どもの人権110番」(0120-007-110)<sup>28</sup>の開設
- ・全国の小中学生を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」(便箋兼封筒)<sup>29</sup>の配布

などを行い、いじめを始めとする子供の人権問題について相談に応じている（第2-25図）。平成30年度には、いじめの被害に遭った子供が相談しやすくするため、人権相談窓口の更なる周知広報を図るなど、いじめを始めとする子供の人権問題対策の強化を図った。これらを通じていじめ事案の情報を認知した場合には、人権侵犯事件として調査し、学校や関係機関と連携していじめ行為の中止や再発防止を図るなど、被害の救済に努めている。また、学校のいじめに対する対応が不十分であったと

25 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1306988.htm)

26 第3章第2節3(2)「非行防止、相談活動等」を参照。

27 <https://www.jinken.go.jp/>

28 <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

29 相談したいことを書き、裏面の封筒部分を切り取り、便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届く。切手を貼る必要はない。[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03\\_00013.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html)

認められたときは、学校に改善を促すなど、適切な対応に努めている（第2-26図）。さらに、学校等において人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員が中心となって行う人権の花運動及び人権教室を実施するほか、啓発冊子等の配布、インターネット広告を掲出するなど、いじめをなくすための様々な啓発活動も行っている。

法務省の調査によると、平成30年の学校におけるいじめに関する人権相談は10,147件、人権侵犯事件は2,955件で、共に前年を下回ったが、依然として憂慮すべき高水準で推移している（第2-27図）。

第2-25図 子どもの人権SOS-eメール、子どもの人権SOSミニレター



(出典) 法務省資料

第2-26図 いじめに関し人権侵犯事件として救済措置を講じた具体例

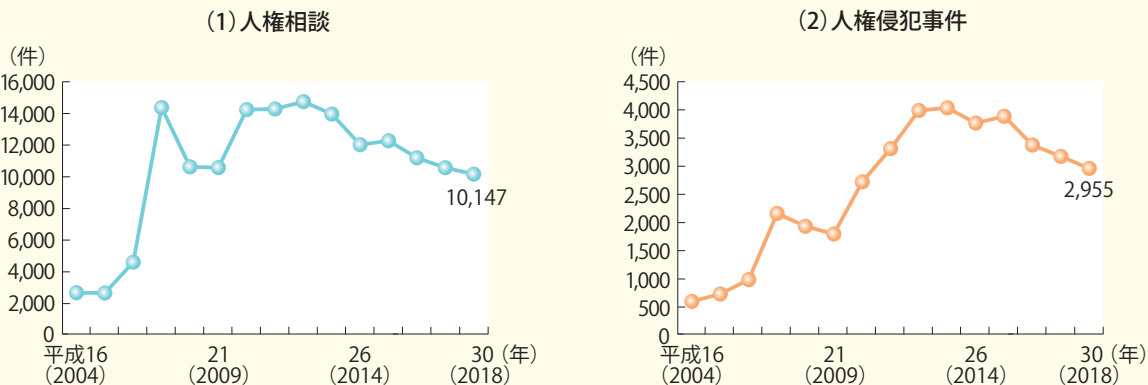
**事例（小学校におけるいじめへの不適切な対応）**

小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害児童に対する見守り体制の充実を図り、いじめの解消が図られた。その後、人権擁護委員が被害児童に学校の状況を確認する手紙をミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送された（措置：「調整」）。

(出典) 法務省「平成30年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）」  
 (注) ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う内容のものであることが多い。

第2-27図 学校におけるいじめに関する人権相談・人権侵犯事件

◆学校におけるいじめに関する人権相談及び人権侵犯事件は、平成30年調査では共に前年を下回った。



(出典) 法務省「人権侵犯事件統計」  
 (注) ここでいう「人権侵犯事件」とは、いじめに対する学校側の安全配慮義務を問う学校長などを相手方とするものである。いじめを行ったとされる子供を相手方とするものではない。

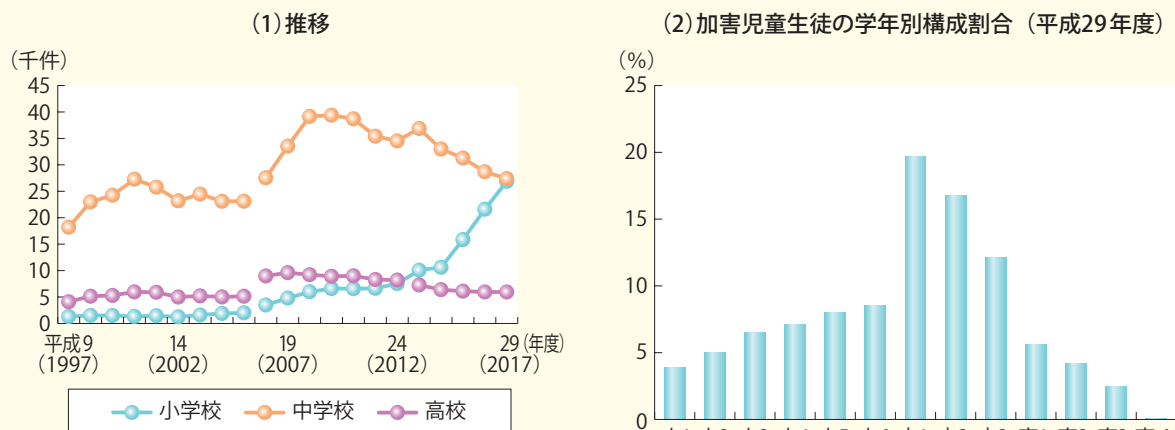


## (6) 暴力対策等（警察庁、文部科学省）

学校内における暴力行為の発生件数は、中学校で平成18（2006）年度以降急増した後、高水準が続いている。学校別で見ると、中学校や高校で発生件数が減少している一方、小学校における発生件数の増加が目立つ（第2-28図）。警察における検挙・補導人員は、ここ数年減少しているものの、暴力行為といった子供の問題行動は依然として大きな課題となっている（第2-29図）。

第2-28図 学校内における暴力行為の発生件数

◆小学校における暴力行為の発生件数の増加が続いている。



（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

（注1）平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

（注2）小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

文部科学省は、都道府県・指定都市教育委員会や学校に対して、

- ・問題行動が起こったときには、粘り強い指導を行い、なお改善が見られない場合には、出席停止や懲戒などの措置も含めた毅然とした対応をとること
- ・問題行動の中でも特に校内傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応すること

などを求めており、引き続き、都道府県などの関係者を集めた会議や研修会などの場を通じ、周知徹底を図っていく。

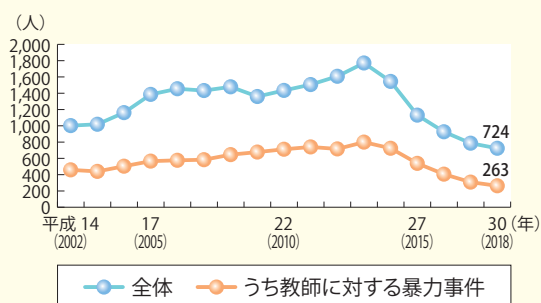
警察は、校内暴力についても、いじめ同様、スクールサポーターや学校警察連絡協議会などを活用した情報交換により、早期把握に努め、悪質な事案に対しては厳正に対処するなど、内容に応じた適切な措置を行うとともに再発の防止に努めている。

### 3 被害防止のための教育

子供や若者が健やかに成長するには、犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分自身や周囲の人の身を守る能力を身に付けていることが大事である。起こり得る危険に対する理解を促進し、また犯

第2-29図 校内暴力事件の検挙・補導人員

◆校内暴力事件の検挙・補導人員は、ここ数年減少している。



（出典）警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」

（注）ここでいう「校内暴力事件」とは、都道府県警察で小学生、中学生又は高校生の犯罪（触法行為を含む。）を検挙又は補導した事件のうち、「学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件」をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

罪の加害者にも被害者にもならないための正しい知識の習得につながる教育や啓発活動が重要である。

### (1) 安全教育

#### ア 学校における安全教育（文部科学省）

学校では、子供自身が危険から身を守ることができるよう、発達の段階に応じて、「主体的に行動する態度」を育成し、自ら危険を予測・回避する能力を習得させるとともに、家庭や地域と連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じた安全教育を推進している。

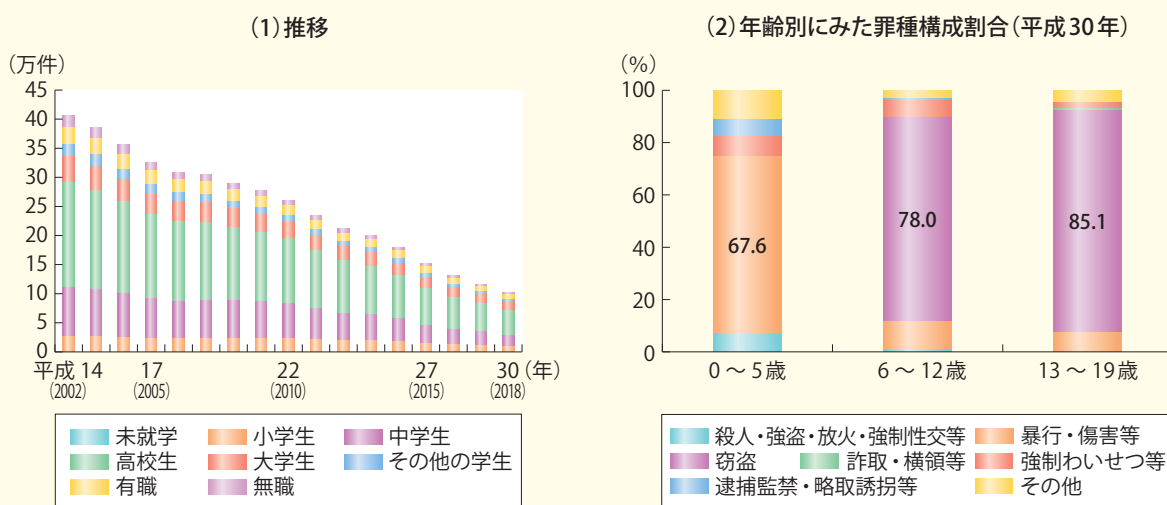
文部科学省は、子供の対応能力の向上を図るため、学校における学校安全教室（防犯教室、防災教室及び交通安全教室）の講師となる教職員等を対象とした都道府県教育委員会が実施する講習会を支援している。平成30（2018）年度には、学校種・地域の特性に応じた地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援するモデル事業を行った。

#### イ 警察が行う防犯教育・交通安全教育（警察庁）

20歳未満の者が被害者となった刑法犯の認知件数は、平成30（2018）年は10万2,524件。10年以上減少が続いているが、子供が被害者となる凶悪犯罪が依然として発生しているなど、子供を取り巻く環境は依然厳しい状況にある（第2-30図）。

第2-30図 20歳未満の者が主たる被害者となる刑法犯の認知件数

- ◆10年以上減少が続いている。
- ◆年齢別に被害を受けた罪種の構成割合をみると、6歳以上では窃盗がほとんどである一方、5歳以下では暴行・傷害が多く、逮捕監禁・略取誘拐等の被害もある。



(出典) 警察庁「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」  
 (注) 1. (2)のグラフのうち、殺人・強盗・放火・強制的性交等とは凶悪犯を、暴行・傷害等とは粗暴犯を、詐欺・横領等とは知能犯を、強制わいせつ等とは風俗犯を、それぞれ指す。  
 2. 刑法の一部が改正（平成29年7月13日施行）され、強姦の罪名、構成要件等が改められたことに伴い、(2)のグラフのうち、「強姦」を「強制的性交等」に変更した。

警察は、子供が犯罪に巻き込まれる危険を予見する能力や危険を回避する能力を向上させるため、学校や教育委員会と連携して、幼稚園や保育所、小学校などにおいて、防犯教室を開催している。この防犯教室は、学年や理解度に応じて、紙芝居や演劇、ロールプレイ方式などにより、子供が参加、体験できるようにしている。

また、関係機関・団体等と連携しつつ、保育所、学校等において、発達段階や年齢に応じた以下の習得を目標に、交通安全教育を行っている。